

令和5年度 保育所(園)・認定こども園(保育利用)・地域型保育施設 の入所申請についてのご案内



◇来年度についてのお知らせ

●令和5年4月から次の認定こども園を開設するため準備を進めています。

施設名	法人名	所在地	受入クラス	定員	電話番号
籠原さみどり認定 こども園(仮称)	(学) 県北若 竹学園	新堀 546	6か月～5歳児	99人 2,3号のみ	531-3901

※施設整備を行っている途中のため、事前見学ができません。保育内容等詳細については、「籠原のこキッズ保育園」へ電話でお問い合わせください。

※開設時期が延期となる場合には、熊谷市ホームページにてお知らせいたします。

4月入所申請(1次受付) 詳しくは4ページ以降にあります。

※感染症対策のため、原則郵送か預かりでの受付となります。

受付期間	令和4年10月11日(火) ～令和4年11月4日(金) (必着)
------	-------------------------------------

※窓口は大変混み合い、お待ちいただくスペースも十分に確保できないため、郵送での提出にご協力ください。

※申請書提出前に、書類確認を希望される場合は、受付期間前のコンシェルジュ相談で行いますので、是非ご利用ください。なお、コンシェルジュ相談には、予約が必要です。スマートフォンから予約ができますので、是非ご利用ください。

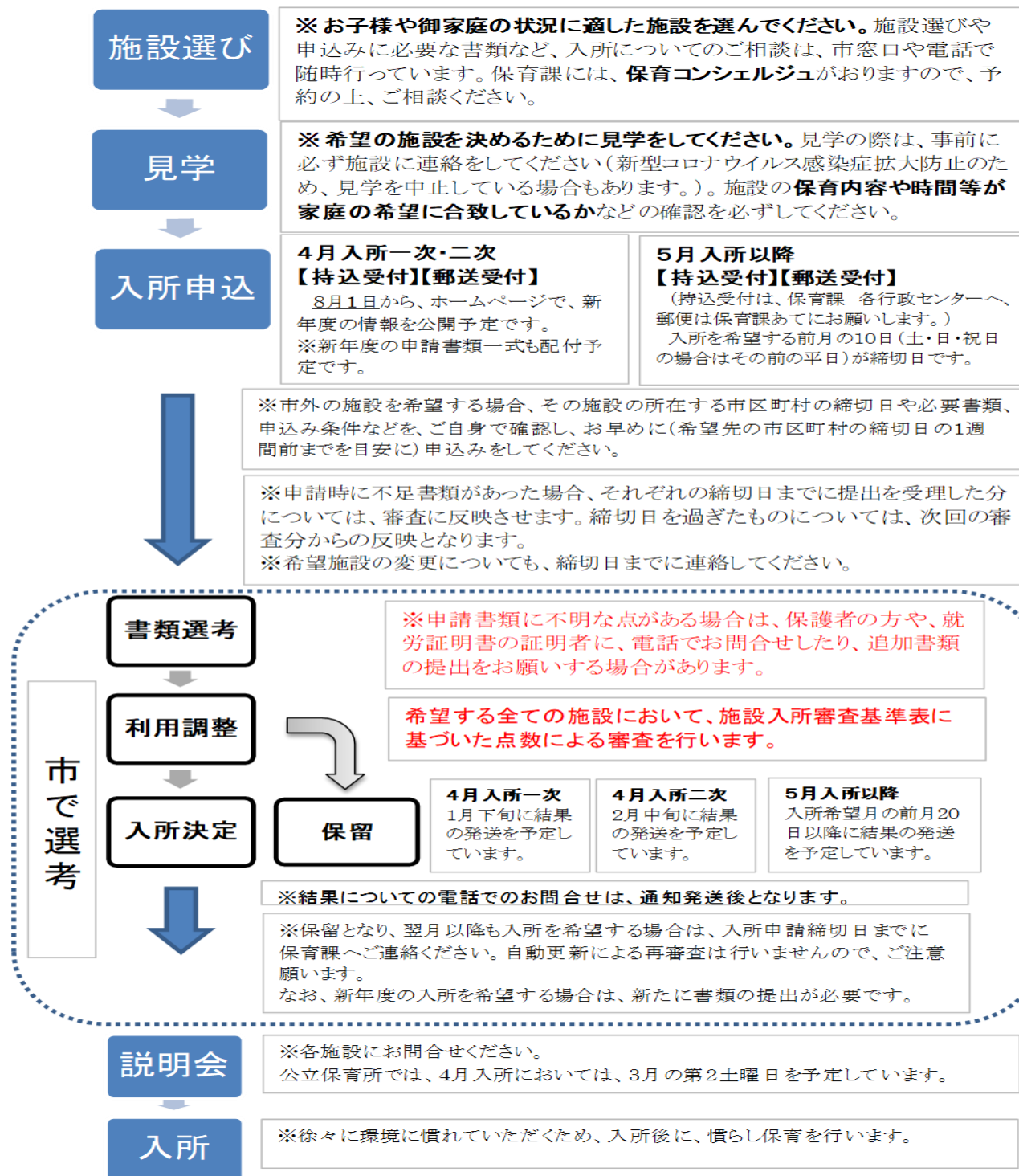
◇保育所(園)・認定こども園(教育・保育認定1号を除く)・地域型保育施設の入所基準

小学校就学前のお子さんで、保護者等が次の事由により、家庭において必要な子どもの保育ができない場合に利用することができます。

【保育を必要とする事由】

- ① 就労(パートタイム、夜間、居宅内の労働などを含む。ただし、月48時間以上の就労が必要。)
- ② 妊娠、出産(原則、出産予定日のある月とその前後2か月間に限る。)
- ③ 保護者の疾病、障害
- ④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動(起業準備を含む。保育を必要とする期間は、認定後およそ90日に限る。)
- ⑦ 就学(職業訓練校等における職業訓練を含む。)
- ⑧ 虐待やDVのおそれ

◇入所までのおおまかなスケジュール



◇令和5年度の年齢別クラス表

クラス	生 年 月 日		
0歳児クラス	令和4年4月2日	以降	
1歳児クラス	令和3年4月2日	～	令和4年4月1日
2歳児クラス	令和2年4月2日	～	令和3年4月1日
3歳児クラス	平成31年4月2日	～	令和2年4月1日
4歳児クラス	平成30年4月2日	～	平成31年4月1日
5歳児クラス	平成29年4月2日	～	平成30年4月1日

※令和5年4月1日時点の年齢で決まります。年度中に誕生日を迎えても、クラス年齢は変わりません。

※ホームページに掲載する受入可能状況は、クラス年齢で確認してください。

◇申請書類の配付

(1) 必要書類配付開始

8月頃から、次の方法で入手できます。

必要書類を入手できるところ	方 法
保育課（市役所4階） 各行政センター福祉担当係	下記（2）の書類を配付しています。
保育所（園）・認定こども園・ 地域型保育施設	下記（2）の書類を配付しています。 感染症予防のため、見学を制限している施設があり、配付をしていない場合もあります。事前に施設のHPや電話により確認をしてください。
熊谷市ホームページより ダウンロード	トップページ＞子育て・教育＞保育・子どもの施設 ＞保育施設の利用＞令和5年度 保育所（園）・こども園（保育利用）・地域型保育施設の入所申請書

(2) 配付書類の内容

封筒の中に、申請児童1名と父母の家庭を想定した以下の書類を入れてあります。家庭の状況により、追加書類が必要な場合がありますので、「サ 申請に必要な書類チェックリスト」を参考に、世帯の状況に応じた提出書類をそろえてください。

ア	令和5年度 保育所（園）・認定こども園（保育利用）・地域型保育施設の入所申請についてのご案内（この冊子）	1部
イ	教育・保育給付認定申請書（兼入所申込書兼保育児童台帳）	1枚
ウ	施設利用に関する確認票	1枚
エ	こどもの記録	1枚
オ	入所申請時チェックシート	1枚
カ	就労証明書	2枚
キ	就労確約書	1枚
ク	申立書	1枚
ケ	個人番号記入票（裏面 委任状）	1枚
コ	保護者の番号確認及び身元確認書類添付のための台紙	1枚
サ	申請に必要な書類チェックリスト（令和5年度入所希望）	1枚
シ	保育コンシェルジュのご案内	1枚

(3) 申請についての相談

必要書類の受取りの際は、感染症予防の観点から、窓口の混雑状況に応じ、申請書類に関する質問以外のご相談やご質問に対応できない場合がありますので、予めご承知おきください。なお、ご相談やご質問については保育課へお電話いただくか、電話予約の上、保育コンシェルジュ相談をご利用ください（チラシをご覧ください）。スマートフォンからも予約ができます。4月1次申請受付期間は混雑が予想されますので、8月、9月のご相談がお勧めです。



QRコードを読み取りアクセスしてにゃ!!
お気軽にご相談してにゃ!



◇令和5年度入所申請受付期間

入所希望月	申請受付期間		不足、追加書類提出期限	結果発送予定
4月1次	令和4年10月11日【火】	～ 令和4年11月4日【金】(必着)	令和4年11月18日【金】(必着)	令和5年1月20日【金】以降
4月2次	令和4年11月7日【月】	～ 令和5年1月27日【金】(必着)	令和5年1月27日【金】(必着)	令和5年2月15日【水】以降
5月	令和5年4月3日【月】	～ 令和5年4月10日【月】(必着)	令和5年4月10日【月】(必着)	令和5年4月20日【木】以降
6月	令和5年4月20日【木】	～ 令和5年5月10日【水】(必着)	令和5年5月10日【水】(必着)	令和5年5月19日【金】以降
7月	令和5年5月19日【金】	～ 令和5年6月9日【金】(必着)	令和5年6月9日【金】(必着)	令和5年6月20日【火】以降
8月	令和5年6月20日【火】	～ 令和5年7月10日【月】(必着)	令和5年7月10日【月】(必着)	令和5年7月20日【木】以降
9月	令和5年7月20日【木】	～ 令和5年8月10日【木】(必着)	令和5年8月10日【木】(必着)	令和5年8月18日【金】以降
10月	令和5年8月18日【金】	～ 令和5年9月8日【金】(必着)	令和5年9月8日【金】(必着)	令和5年9月20日【水】以降
11月	令和5年9月20日【水】	～ 令和5年10月10日【火】(必着)	令和5年10月10日【火】(必着)	令和5年10月20日【金】以降
12月	令和5年10月20日【金】	～ 令和5年11月10日【金】(必着)	令和5年11月10日【金】(必着)	令和5年11月20日【月】以降
1月	令和5年11月20日【月】	～ 令和5年12月8日【金】(必着)	令和5年12月8日【金】(必着)	令和5年12月20日【水】以降
2月	令和5年12月20日【水】	～ 令和6年1月10日【水】(必着)	令和6年1月10日【水】(必着)	令和6年1月19日【金】以降
3月	令和6年1月19日【金】	～ 令和6年2月9日【金】(必着)	令和6年2月9日【金】(必着)	令和6年2月20日【火】以降

※結果発送予定は、前後する場合があります。

◇入所申請方法

方法1 郵便

送付先 〒360-8601 熊谷市宮町二丁目47番地1 熊谷市福祉部保育課

※簡易書留等、記録が残る方法で送付することをお勧めします。

電話等による到着確認は行いません。郵便事故の責任は負いかねます。

方法2 窓口での受取り（封筒に封入された申請書の預かり）

※書類の確認はその場では行いません。

8:30～17:15（土日祝日、年末年始を除きます。）

受取り場所	受取り方法
市役所本庁舎4階保育課	職員にお渡しください。市役所本庁舎4階保育課では、4月1次受付期間のみ窓口を設置する受取りBOXに投函してください。
大里行政センター市民福祉係	
妻沼行政センター福祉係	
江南行政センター市民福祉係	
熊谷市立保育所（4月1次のみ）	下記施設に電話連絡の上、お持ちください。

市立保育所一覧 ※保育所の預かりは、9:00～17:00（日曜祝日を除きます。）

荒川保育所*	048-521-3442	曙町保育所	048-523-6355
銀座保育所*	048-522-0613	箱田保育所	048-521-3771
籠原保育所	048-532-6949	市田保育所	048-536-2135
石原保育所*	048-523-1082	吉見保育所	0493-39-1425
玉井保育所*	048-532-0007	上須戸保育所	048-588-6184
中条保育所	048-524-7080	江南保育所	048-536-3374

*荒川保育所、銀座保育所、石原保育所、玉井保育所は、令和8年4月に、蚕業試験場跡地ひろば（石原3-27）において、(仮称)中央保育所として統合予定です。

方法1 又は 方法2での申請の場合で、提出前に書類確認を希望される場合は、受付期間になる前に、コンシェルジュ相談をご利用ください。

方法3 対面での受付

市役所本庁舎4階保育課のみでの受付となります。電話予約の上、保育コンシェルジュ相談をご利用ください（チラシをご覧ください。）。スマートフォンからも予約ができます。予約のない場合、方法2の窓口での受取り（封筒に封入された申請書の預かり）となります。

方法4 集団保育に心配がある児童のための対面での受付

4月1次入所希望のお子さんに病気、発達遅滞、障害等があり、集団保育に心配がある場合、10月17日（月）までに、必ず電話で保育課にご連絡ください。受付の日程のご相談をさせていただきます。4月2次以降の入所希望の場合は、それぞれの締切日に余裕をもって電話で保育課にご連絡ください。

◇申請の際の注意事項

- ※方法1 又は 方法2での受取り後、申請書等確認させていただいて、不足書類がある場合などには、電話連絡します。締切日直前の提出ですと、不足書類を用意する期間が短くなりますので、日程に余裕を持った提出をお勧めします。
- ※不足書類、追加書類は、それぞれの提出期限を過ぎて提出されたものについては、次回以降の入所の審査から反映させます。
- ※4月2次申請の入所審査は、1次申請の入所審査ののちに行います。そのため、入所決定者は若干名となります。1次申請で保留となり、2次申請を申込み場合は、保育課への電話が必要です。なお、1次審査時から、申請内容（家庭状況や就労状況等）に変更がない場合は、1次審査で希望した施設以外の場合のみ希望できます。
- ※4月1次結果発送後、2次申請における各施設の受入可能状況を、熊谷市ホームページでご案内する予定です。5月入所希望以降の受入可能状況は、入所希望月の前月1日からそれぞれの受付終了日まで、熊谷市ホームページに掲載予定です。
- ※令和5年度入所が保留となった場合で、翌月以降の入所を希望される場合は、自動更新による再審査は行いませんので、必ずそれぞれの月の締切日までに保育課への電話等での申請が必要です。
- ※市ホームページにも申請案内を掲載しています。

トップページ>子育て・教育>保育・子どもの施設>保育施設の利用
>「令和5年度 保育所（園）・こども園(保育利用)・地域型保育施設 新規入所申込みについて」



◇広域入所申請の際の注意事項

- ◎申請締切日時点で、熊谷市に住民票がある方が申請できます。入所希望月の1日までに、熊谷市に転入又は、熊谷市からの転出を予定されている方は、保育課へご相談ください。
- ◎市外の保育施設への入所（園）を希望する方は、保育施設の所在する市区町村の担当課に、申込み締切日、必要書類、申込み条件等をご自身で確認し、希望先の市区町村の締切日の1週間前までを目安（熊谷市の締切がそれより早い場合は、その締切日まで）に、熊谷市の申請書を使用し、熊谷市に申請をしてください。

～申込みに際し、確認してください～	<input checked="" type="checkbox"/>
◎令和4年度の入所が保留になっている方や転園を希望される方も、令和5年度の入所を希望される場合には、新たに申請手続きが必要です。	<input type="checkbox"/>
◎申込者数が定員又は受入可能人数を超える場合、保育が必要な優先度により決定致します。	<input type="checkbox"/>
◎このご案内のほか、「保育のしおり」や「施設利用に関する確認票」「申請に必要な書類チェックリスト」を確認の上、申請をしてください。	<input type="checkbox"/>
◎希望数は1施設のみでも、6施設以上希望しても結構です。第6希望以上希望する場合、メモ等に記入して添付してください。ただし、見学等を行った上で、通園できる施設をお書きください。入所決定後、見学や確認をしておらず、辞退される方がいますが、他の希望者の方の入所に影響がでる可能性がありますので、気をつけください。	<input type="checkbox"/>
◎保育施設は幼稚園とは異なり、「就学前の教育を受けさせたい。」「集団生活に慣れさせたい。」といった理由の場合は、入所の対象にはなりません。幼稚園や認定こども園（教育・保育給付認定1号又は施設等利用給付認定1号）での幼児教育を希望される場合には、利用を希望される施設に直接申し込んでください。	<input type="checkbox"/>
◎提出いただいた就労証明書の内容は、入所時も継続しているものとして審査します。提出書類の内容と事実が異なる場合又は変更（次子の妊娠が判明した、入所月までに退職することになった等）が生じたにも関わらず申出がない場合は、入所決定又は内定を取り消すことがあります。	<input type="checkbox"/>
◎育休中の方で、育休を延長するための必要書類や時期の案内は、保育課ではできません。また、復帰時期等についても、職場との相談をよくした上で、申請をしてください。	<input type="checkbox"/>
◎4月入所申請期間中は、例年窓口が大変混雑します。密集や密接を避けるため、入所に関するご相談は、なるべく令和5年4月入所申請受付開始前の10月7日(金)までに、コンシェルジュ相談を予約の上ご利用ください。	<input type="checkbox"/>
◎申請書にある状況に変更があった場合には締切日までに電話で保育課に連絡ください。	<input type="checkbox"/>
◎申請書の内容について保育課から電話でお問い合わせする場合がありますので、ご対応いただくようお願いいたします。	<input type="checkbox"/>
◎アレルギー、発達遅滞、障害があるなどの特別な配慮が必要なお子さんは、お子さんの状態や施設の体制等によって受入れ状況が異なりますので、必ず事前に医療機関にて集団保育の可否の確認をするとともに、申込み前に施設にご連絡の上、お子さんと一緒に施設の見学等を行い、対応についてご相談の上、申請してください。	<input type="checkbox"/>
◎令和4年度12月から3月までの入所申請は、令和5年度4月入所申請と同時に受付できますので、なるべく同時に行ってください（例えば、育休の復帰時期が12月から3月の間の方など）。その際、申請書等は、2組必要です。令和4年度と5年度で申請書類等の一部に変更があるので、ご注意ください。	<input type="checkbox"/>
◎申請後、家庭や仕事の状況の変化により、追加書類を提出する場合、申請年度、申請の種類、申請児童名等をお知らせください。	<input type="checkbox"/>